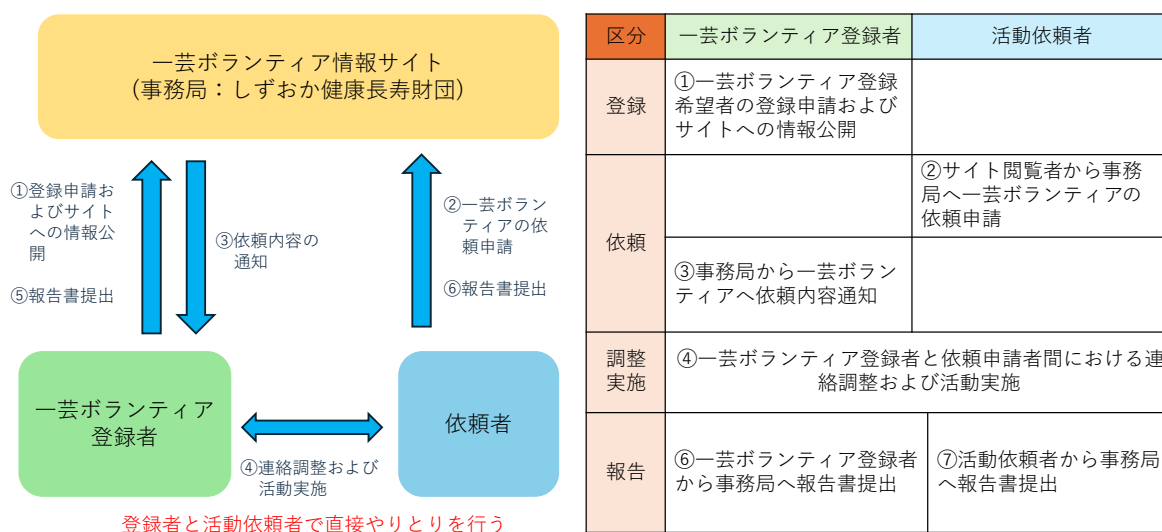


一芸ボランティア情報サイト 活動依頼要項

公益財団法人しずおか健康長寿財団

「一芸ボランティア情報サイト（以下、本サイト）」は、静岡県内で趣味や特技を活かしてボランティア活動を行っている方（一芸ボランティア）を紹介することを目的としたものです。県内の団体（居場所、サロン、サークル等）は、本サイトを通じて登録者に活動依頼を行うことができます。

サイトの仕組み



1. 活動依頼ができる方

- (1) 静岡県内の団体（居場所、サロン、サークル等）で、代表者および連絡責任者が18歳以上（高校生を除く）であること。

※個人の方は活動依頼を行うことはできません。

2. 活動依頼の方法と流れ

- (1) 以下（①、②）のいずれかの方法で申請をしてください。
 - ① Webでのお手続きの場合は、本サイトの「一芸ボランティア活動依頼フォーム」からご依頼ください。フォームは、各登録者の個別ページに設置されています。
 - ② 書面でのお手続きの場合は、「様式 B-1 一芸ボランティア活動依頼書」および「様式 B-3 一芸ボランティア活動依頼誓約書」をご記入いただき、郵送、持参、FAXのいずれかの方法で事務局にご提出ください。

- (2) 依頼を受付後、事務局が依頼内容に問題がないと判断した場合、ご依頼いただいた内容を登録者に伝えます。その後、登録者から依頼者に直接連絡がいきますので、活動日時等の調整をしてください。申請後 10 日以内に連絡がない場合は、事務局までご連絡ください。
- (3) 活動終了後は、以下（①、②）のいずれかの方法で活動報告を行ってください。
- ① Web でのお手続きの場合は、本サイトの「【依頼者用】活動報告フォーム」の入力をお願いします。
- ② 書面でのお手続きの場合は、「様式 B-2 【依頼者用】一芸ボランティア活動報告書」を郵送、持参、FAX のいずれかの方法で事務局にご提出ください。

3. 注意事項

- (1) 活動依頼は活動希望日の 2 カ月前までをお願いします。
- (2) 登録者の都合（日時や場所、内容の不一致等）により依頼が断られる場合があります。
- (3) 活動で知り得た個人情報は他者に漏らさないでください。
- (4) 法令違反および社会通念上ふさわしくない行為があった場合は、今後の申請をお断りします。
- (5) 事務局は登録者とのマッチングをサポートしますが、マッチング後の活動については全て当事者間の責任で行っていただきます。活動中や移動中に発生した事故や怪我、または依頼者と登録者間で生じた問題（例：活動結果への不満、スケジュール変更、遅刻・キャンセル、金銭トラブル、マナーに関するクレーム等）について、事務局は一切責任を負いません。各自の責任で活動を行ってください。
- (6) 必要な場合は各自の判断で保険加入をご検討ください。

4. 書類の提出・問い合わせ先(事務局)

公益財団法人しずおか健康長寿財団

住所：〒4240-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階

電話：054-253-4221 FAX：054-253-4222

※本要項は随時更新されることがあります。最新の情報は本サイトに掲載しておりますので、ご確認の際は必ず最新の要項をご覧ください。